

《今回のテーマ》
「最近の標準管理規約 改正・コメントの
変更は、どのような裁判による影響か」
及び管理組合相互の情報交流会

- 「専有部分である設備のうち共用部分と構造上一体となった部分の管理を共用部分の管理と一体として行う必要があるときは、管理組合がこれを行うことができる」コメントはどのような裁判によって変更されたか。
- 役員を選任が、「現に居住する」がどのような裁判によって削除されたか。
- 理事長、副理事長及び会計担当理事を理事会の決議で「解任」がどのような裁判によって影響され追加されたか。等

※裁判を通じて 原告・被告の主張と裁判所の判断を交えて解説します。

※管理組合の方に限らずどなたでも参加できます。
マンション管理士やこれからマンション管理士を目指す方、その他
マンション管理に興味のある方、ぜひ一度お気軽にお越しください。

日時 2023年3月18日(土) 14:00~16:00

会場 ひと・まち交流館京都 (河原町五条下る東側)

3階 第3会議室

講師 当NPO正会員 マンション管理士 市毛 豊

参加費 無料 (定員15名 先着順、定員になり次第締めきります)

主催 NPO法人 京都マンション管理ネットワーク

連絡先 事務局 TEL/FAX 075-275-0514

メール npo@kmkn.jp

ホームページ kmkn.jp

***参加申し込みは、電話または、FAX(裏面用紙)及びメールにて
お申し込みください。**

